

国立大学法人山形大学における競争的研究費等に関する不正防止計画

平成20年3月18日 制定
令和4年11月30日 全部改定
統括管理責任者決定

1 学内の責任体系の明確化※

※項目は、文科省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」の各章に沿って整理

不正を発生させる要因	不正防止のポイント	取組実施にあたっての関係部署等の役割		教職員が確認・実施すべき事項
		法人本部	部局	
<1-1> 責任者の役割や所在・範囲が曖昧で、各人の認識が不明確である場合、組織としてのガバナンスが機能しない。特に、人事異動等による責任者の交代の際に、後継者への引継ぎが十分になされない場合、認識不足により責任意識が希薄となる。	【コンプライアンス推進に関する責任意識の向上】 ・責任体制をホームページ等で公表 ・各責任者自らの役割や責務への理解・認識を深める。	<財務部> ・競争的研究費等の責任者とその責任範囲・権限を定め、ホームページで公開し常に学内外に周知 <財務部・研究情報部> ・学長や理事の異動により責任者が交代する時は、十分な引継ぎを行うとともに、各責任者の役割や責務について担当部署から説明を行う。	<事務部門（財務）> ・学部長等の責任者が交代する時は、十分な引継ぎを行うとともに、各責任者の役割や責務について担当部署から説明を行う。 <コンプライアンス推進責任者・副責任者> ・コンプライアンス推進責任者・コンプライアンス推進副責任者として自らの役割や責務を確認し、理解するとともに、自部局におけるモニタリング、啓発活動等を実施	・山形大学ホームページ「競争的資金等の不正使用防止への取り組みに関する公表」を確認 https://www.yamagata-u.ac.jp/jp/university/open/compliance/fund/

コンプライアンス推進責任者は、各キャンパス長、附属学校運営部長、附属病院長、財務部長を指す。

2 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

不正を発生させる要因	不正防止のポイント	取組実施にあたっての関係部署等の役割		教職員が確認・実施すべき事項
		法人本部	部局	
<2-1> コンプライアンス（法令遵守）の意識低下	【法令遵守の意識向上】 ・コンプライアンス教育実施	<適正経理管理室> ・コンプライアンス教育研修内容及び実施方法の検討 ・コンプライアンス教育研修資料の見直し ・不正使用の事例やペナルティ等について周知	<コンプライアンス推進責任者> ・自部局における競争的研究費等の運営及び管理に関わる全ての構成員に対して、コンプライアンス教育を確実に受講させる。受講管理を行い、対象者の受講状況及び理解度を把握するとともに、未受講者に対して適切な指導を行う。	・コンプライアンス教育研修を受講し、理解度テストを受け、誓約書を提出する
<2-2> 研究費不正使用に対する意識の希薄化	【不正を起こさせない組織風土の形成】 ・啓発活動等の実施	<適正経理管理室> ・啓発活動の内容及び実施方法の検討 ・啓発活動資料の作成 ・教育研究評議会や事務協議会において、再発防止策や不正防止計画等について報告し、部局内での周知徹底を呼びかける。	<コンプライアンス推進責任者> ・自部局の構成員に対して、教育研究評議会等で報告された内容について、教授会等で周知（四半期に1回以上） ・電子メール、ポスター掲示等により啓発活動を継続的に実施	・教授会等の報告内容を確認
<2-3> ルールを明確に定めていないこと、あるいはルールを定めていたとしても周知不足や理解不足により、自分に都合の良い解釈を行い、不正使用となる。	【学内ルールの明確化・統一化により研究費の適正な運用を行う】 ・学内の基準となるルールの整備及び周知	<財務部> ・規程等の整備・会計マニュアルの改訂を行い、競争的研究費等の使用ルールをわかりやすい形で整備 ・規程や会計マニュアル等をホームページに掲載し周知 <財務部、研究情報部> ・科学研究費補助金繰越制度、繰越の例示及び「研究機関使用ルール」の変更点等について周知 ・本学における科学研究費補助金等の一部立替に関する取扱規程に基づき、交付前使用ができる制度を周知 ・ルールとその運用に乖離がある場合は、適切な指導を行うとともに、原因を分析した上で必要に応じてルール変更等も含めた対策を講じる。	<コンプライアンス推進責任者及び担当事務部門（総務、財務、研究）> ・学内の使用ルール及び競争的研究費等の使用ルール等を周知	・配分機関及び本学が定める研究費の使用ルールに従って適正な運用を行う。

3 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正を発生させる要因	不正防止のポイント	取組実施にあたっての関係部署等の役割		教職員が確認・実施すべき事項
		法人本部	部局	
<3-1> 不正発生要因の把握・分析が不十分であることにより、実効性のある不正防止計画とならず、不正防止の抑止とならない。	【不正発生要因の把握・分析】 ・不正発生要因を踏まえた、不正防止計画の策定及び実施	<適正経理管理室> ・不正防止計画のP（策定）、D（実施）、C（確認）、A（見直し）を循環させる。 ・不正防止計画をホームページに掲載し公表	<コンプライアンス推進責任者及び担当事務部門（総務、財務、研究）> ・日常的モニタリングによる不正発生要因の把握 ・不正防止計画を確認	・不正防止計画を確認 ・不正防止計画の実施に協力する。

4 研究費の適正な運営・管理活動

不正を発生させる要因	不正防止のポイント	取組実施にあたっての関係部署等の役割		教職員が確認・実施すべき事項
		法人本部	部局	
<4-1> 用途や目的が研究計画と合致せず、研究費不正使用（目的外使用）が発生する。	【研究目的に合致した予算の執行】 ・常に使用目的を意識する ・特に装置・設備について研究計画上の位置付けを確認	<財務部> ・会計マニュアルに適正かつ計画的な予算執行及び契約の手順について明記 ・コンプライアンス教育研修教材に適正かつ計画的な予算執行について盛り込む <監査室> ・内部監査において執行内容を確認する。	<コンプライアンス推進責任者及び担当事務部門（財務、研究）> ・予算支出時において研究目的に合致しているかの確認 （特に装置・設備については、以下の点に留意） ・購入契約時に研究計画上の位置付けを確認する。 ・実績報告書（研究成果報告書等）提出時に購入した装置・設備の利用状況について確認する。	・購入目的を確認し発注段階で支出財源を特定する。その後の予算振替は行わない。 （特に装置・設備については、以下の点に留意） ・購入契約依頼時には、研究計画書等で目的を説明する。 ・研究目的に沿って利用する。
<4-2> 計画的な予算執行ができず、予算執行状況が遅れ、年度末に予算執行が集中し、研究費不正使用（目的外使用）が発生する。	【適正かつ計画的な予算執行】 ・経費支出に関する確認の徹底	同上	<コンプライアンス推進責任者及び担当事務部門（財務、研究）> ・会計マニュアルについて周知 ・定期的に予算執行残高を確認し、研究計画に遅れがみられる場合は研究者に研究計画の見直し（研究期間の変更等）を促すとともに計画的かつ早期の執行を促す ・年度末に予算執行が集中しないよう周知を行う	・会計マニュアルを理解する ・研究計画に基づいた予算執行する
<4-3> 同一の研究室において、特定の業者への発注、特定の品目を高頻度で発注などの発注の偏り。	【説明責任及び計画的な予算執行】 ・業者との癒着防止 ・過剰な在庫品の防止	同上	<コンプライアンス推進責任者及び担当事務部門（財務、研究）> ・予算執行状況の把握（特定業者への発注、特定品目の発注について確認） ・疑義が生じた場合は、その都度、研究者への聞き取りを行う	・特定業者への発注が偏った場合の理由を説明する ・研究計画に基づいた物品の使用を心掛け、過剰な在庫を持たない
<4-4> 有期雇用契約職員等の勤務状況確認等の雇用管理が研究室任せとなり、チェック機構が働かないことにより、出勤記録の誤りや改ざんが発生し、実態とは異なる賃金の支払いが発生する。	【雇用管理の事務部門関与（複数人によるチェック体制）】 ・有期雇用契約職員（職員として雇用される学生を含む）の適切な雇用管理 ・勤務状況等の雇用管理は事務部門で確認	<総務部> ・有期雇用契約職員の雇用管理（雇用契約更新・労働条件の説明・勤務実態の確認等）にかかるフローを作成し、事務部門がチェックする体制を整備 <監査室> ・内部監査において、有期雇用契約職員本人に勤務実態のヒアリングを実施	<担当事務部門（総務、財務、研究）> ・事務部門は、次の内容について、フローに従い整合性を複数人で確認する。 ①新規採用時及び雇用更新時 労働条件（事業計画、業務内容、雇用財源等） ②採用後 労働条件と勤務実態（実際の業務内容、支出財源等）	・管理監督を行う立場にある者は、従事した時間や業務内容を正しく記録するよう指導を行うなど、適切な対応を行う。 ・事務部門が行う雇用管理チェック等に協力する。

5 モニタリングの在り方

不正を発生させる要因	不正防止のポイント	取組実施にあたっての関係部署等の役割		教職員が確認・実施すべき事項
		法人本部	部局	
<5-1> モニタリングや内部監査の形骸化	【効率的で持続可能な標準作業手順の確立】 ・コンプライアンス推進責任者（各部署）による日常的なモニタリングの実施 ・適正経理管理室によるモニタリング実施状況の把握 ・内部監査の実施（リスクアプローチ監査を含む）と監査結果のフォローアップ	<適正経理管理室> ・各部署と協力して、効率的で持続可能なモニタリング手法等について検討する。 ・コンプライアンス推進責任者（各部署）によるモニタリングの実施状況について調査を行い、不正発生リスクの把握・分析を行う。 ・不正発生リスクを踏まえ、不正防止計画に反映させる。 <監査室> ・内部監査の実施（リスクアプローチ監査を含む） ・適正経理管理室と連携して、モニタリングの実施状況調査、及び内部監査の結果を踏まえ、不正発生リスクを把握・分析し、不正防止計画に反映させる。 ・監査結果のフォローアップを行い、改善の進捗状況の把握するとともに、さらに対応を要する場合は適正経理管理室に勧告する。	<コンプライアンス推進責任者及び担当事務部門（総務、財務、研究）> ・コンプライアンス推進責任者が主体となり、財務、研究事務部門等と連携し、競争的研究費等の管理・執行に関するモニタリングを適宜実施する。 ・適正経理管理室が実施するモニタリング実施状況調査や監査室が実施する内部監査を受ける際は、関係書類の準備やヒアリング等に協力する。 ・内部監査の結果を受けて、指摘事項の改善等に取り組む。	・モニタリング、内部監査を受ける際は、協力する。
<5-2> 競争的研究費等で購入した装置・設備の利用状況が目的に沿ったものとなっているか、把握できていない。	【装置・設備の利用状況確認】 ・上記モニタリングの一環として利用状況を確認	同上	<コンプライアンス推進責任者及び担当事務部門（財務、研究）> ・上記に同じ。モニタリングにより、問題があると思われる事案については、コンプライアンス推進責任者が任命した研究分野に知見のある教員又は副学部長がヒアリングを実施。	同上